

○厚生労働省告示第二百十三号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第四十三条第一項、薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十八条及び第六十条並びに薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第九十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次のように改正し、平成二十五年六月二十六日から適用する。ただし、同月二十五日までに検定の申請のあるものに係る手数料、検定基準及び試験品の数量については、なお従前の例による。

平成二十五年六月二十五日

厚生労働大臣 田村 憲久

1 の生物学的製剤の表インフルエンザHAワクチンの項中「635,500円」を「617,400円」に、「808,200円」を「790,100円」に、「262本」を「250本」に、「142本」を「138本」に、「72本」を「70本」に、「11本」を「10本」に、「9本」を「8本」に改める。

2 の生物学的製剤の項インフルエンザHAワクチンの目中「3.2.5」の次に「3.2.6」を加え、同項百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（中間段階）の目及び沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（中間段階）の目中「ヌハ」を「及び」に改める。